

凡 例

1 この資料は、平成27年6月30日現在で、大阪府内に所在する労働組合について調査作成した。

2 調査事項の定義

(1) 労働組合

この調査の対象となる労働組合とは、労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又はその連合団体であって、自らの規約を有し、これにしたがって独自の意思決定をなし、かつ、これを執行する機関及び独自の会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行いうる体制が備わっているものをいう。

なお、労働組合間の連絡や相互援助等を目的とするにとどまる常設的協議機関（この調査では協議体組織という）には、上記に該当しないものも多くあるが、この調査では特に調査対象とした。

また、事業の休廃止により、組合員が解雇された場合及び会社が倒産して破産管財人の管理下又は更正管理人の管理下におかれた場合で、実質的に失業者団体となった組合又は人事異動などにより1人組合になった場合でも組合維持のための努力が続けられており、脱退組合員の復帰等の可能性がある状態と思われる組合も前記の各要件に該当すれば労働組合とした。

(2) 労働組合の種類

① 単位組織組合

規約上当該組織の構成員が個人加盟の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織のない組合をいう。

② 単一組織組合

規約上当該組織の構成員が個人加盟の形式をとり、かつ、その内部に単位組織組合に準じた機能を持つ組織（支部、分会等）がある組合をいう。（組織体制は下記（ア）～（ウ）のとおり）

（ア）本 部：最上部の組合

（イ）連合扱組合：本部と単位扱組合の中間組織

（ウ）単位扱組合：独自の活動を行いうる体制を備えている最下部組織

③ 連合体及び協議体組織

同一の企業、産業、地域等の範囲内の複数の単位組織組合、単一組織組合等を構成員とする組織であり、構成員が当該組織に団体加盟の形式をとっているものをいう。なお、このうち、その機関の決定が加盟組合を拘束しうるようなものを「連合体組織」といい、加盟組合の連絡、相互援助等を目的とするにとどめるものを「協議体組織」という。

3 本書の統計表は「①単位組織組合」と単一組織組合の最下部組織である「（ウ）単位扱組合」とをそれぞれ1組合として集計したものである。これを図に示すと下記のとおりであり、点線で囲んだ部分が集計対象組合である。

